# 居宅介護支援重要事項説明書

様が利用を考えておられる居宅介護支援サービスについ

て、契約を締結する前に知っておいていただきたい事項を説明します。

わかりにくいことがあれば遠慮なく質問してください。

# 1 居宅介護支援を提供する事業者について

事	業	者	名	称	社会福祉法人清恵会
代	表	者	氏	名	理事長 長浦 文夫
#	事務所の原		武 大	l t la	₹ 8 7 4 − 0 8 4 <mark>0</mark>
<del>尹</del>			の別任		大分県別府市大字鶴見字前田1725番地
雷 :	<b></b>	E A	v <del>v</del>	. □.	電話番号 0977-27-2222
电	電話 ·			万	F A X 0977-26-3966

### 2 居宅介護支援業務を担当する事業所について

### (1) 事業所の所在地等

事	業	所	名	称	居宅介護支援事業所 おりーぶ
正		<del>/:</del>		地	∓ 7 3 0 − 0 8 2 2
ולח	所 在	116	広島市中区吉島東二丁目17番5号		
雷 音	壬 .	• F A	A V 正	- 早.	電話番号 080-1900-4488
电声	i D	ΓА	Λ 亩	7	F A X 082-545-8830
介語	隻保隊	食事業	美所 番	争号	広島県 3470205752号
開	設	年	月	日	平成17年5月1日

### (2) 事業所の目的および運営方針

高齢者とそのご家族をはじめ、全ての人が「本当に長生きをして良かった」「毎日が平安に満ち、希望が持て、充実している」と心から実感できるよう、ご支援いたします。

事業	坐	の	П	的	介護支援専門員は、可能な限りご利用者の居宅にお
<del>                                      </del>	未	0)	Ħ		いて、その置かれている環境等に応じて、ご利用者の

				選択に基づき、適切な居宅介護サービス、保健医療サ
				ービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から総合
				的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
				ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の
				立場に立って、ご利用者に提供される指定居宅サービ
				ス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者
運	営	方	針	に不当に偏することのないよう、公正中立に事業を実
				施します。
				また、市町、 <mark>地域包括</mark> 支援センター、他の指定居宅
				介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

# (3) 事業所の職員体制

当事業所では、ご利用者に対して居宅介護支援サービスを提供するために、以下の職種の職員を配置しています。

管	理	者	常勤	1名
介護	支援専門	員	常勤	1名以上

### (4) 事業実施地域及び営業時間

通常の事業実施地域			地域	広島市(中区・南区・東区・西区)
274	<del>71</del>	業  日		月曜日~金曜日
営	未	÷	Н	(国民の休日、12月29日~1月3日までを除く)
営	業 時 間		間	午前8時30分から午後5時30分まで

※電話等により、24時間連絡が可能です。

(営業時間外の連絡:特別養護老人ホームおりーぶえん082-245-8880)

### 3 居宅介護支援の内容

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

### (1) 居宅サービス計画の作成

介護支援専門員がご利用者のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、置かれている環境や立場等を把握したうえで、ご利用者の実状に見合った居宅介護サービ

スおよび必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供される ように配慮して居宅サービス計画を作成します。

また、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。なお、介護支援専門員は、以下の割合について説明を行います。

- ① 前6箇月間に事業所において作成した居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ② 前6箇月間に事業所において作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者等によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整、サービス実施状況の把握
- ① 居宅サービス計画作成後、ご利用者やご家族、指定居宅サービス事業者等と継続的に連絡をとり、サービス実施状況を把握して、目標に添ったサービスが提供されるように調整を行います。
- ② 事業者は、居宅介護支援の提供にあたって、ご利用者又はその家族等に対して、入院時に介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関に伝えるよう依頼します。
- ③ 介護支援専門員は、ご利用者の同意を得て、指定居宅サービス事業者、意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。指定居宅サービス事業者等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握したご利用者の状況等について、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

#### (3) ご利用者の状態の把握、評価

① 居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、ご利用者の状態を 定期的に評価します。 ② ご利用者がご家庭で日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、またはご利用者が入院、入所を希望された場合は、介護保険施設に関する情報を提供します。

### (4) 居宅サービス計画の変更

- ① ご利用者が居宅サービス計画の変更を希望された場合、または事業者が計画 の変更が必要と判断した場合、ご利用者と事業者双方の合意をもって居宅サー ビス計画の変更をします。
- ② ご利用者が、他の居宅介護支援事業者の利用を希望される場合には、ご利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、ご利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報提供に誠意をもって応じます。

### (5) 給付管理

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

- (6) 要介護(要支援)認定に対する協力、援助
- ① 事業者は、ご利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の 変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、ご利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請をご利用者に代わって行います。

#### (7)相談業務

高齢者やご家族等からの相談をお受けし、在宅で充実した生活を送られるよう支援します。

#### 4 費用

#### (1) 利用料

居宅介護支援サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によります。(要介護(要支援)認定を受けられた方は、介護保険から全額給付さ

れますので、居宅介護支援業務についてはご利用者の自己負担はありません。

但し、ご利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、厚生労働大臣が定める基準によるサービス利用料金の全額を一旦お支払い下さい。)

### (2) その他の費用(交通費等)

- ① 通常のサービス提供地域(広島市中区・東区・南区・西区)以外にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ご自宅等にお伺いするために要した交通費の実費を請求します。
- ② 費用の支払が必要な場合には、ご利用者又はそのご家族に対して事前に文書 で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受ける こととします。

## 5 サービス利用に関する留意事項

- ① ご利用者は、担当する介護支援専門員の交替を申し出ることができます。但 し、ご利用者が特定の介護支援専門員を指名することはできません。
- ② 事業者の都合により、介護支援専門員を交替する場合やサービスの提供を終了させていただく場合は、ご利用者にサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。
- ③ ご利用者は文書でお申し出があればいつでも居宅介護支援契約を解約できます。その際の解約料は徴収いたしません。
- ④ 以下の場合は、双方の文書がなくとも、自動的にサービスを終了いたします。
  - ・ご利用者が介護保険施設に入所等した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、介護保 険の非該当(自立)と認定された場合
  - ご利用者が亡くなられた場合または被保険者資格を喪失されたとき
- ⑤ ご利用者やご家族の方などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合があります。
- ⑥ 事前に事業者を通じて調整を行わずに居宅サービス計画以外のサービスを受

けた場合はその旨を担当の介護支援専門員にご連絡ください。

- ⑦ 契約期間中に、ご利用者の被保険者証の記載内容に変更等が生じた場合、各種の減免に関する決定等に変更が生じた場合、生活保護、交付負担医療の受給取得や喪失した場合は速やかに担当の介護支援専門員に連絡してください。
- ⑧ サービス提供事業者やサービスの種類が居宅サービス計画と異なる場合は事業者にご連絡ください。
- ⑨ その他、居宅介護支援契約書に定めていない事項については、介護保険法令の定めるところにしたがって、ご利用者と事業者双方が誠意をもって協議して決定することとします。

### 6 秘密の保持と個人情報の収集について

(1) ご利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得たご利用者 並びにご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を守 る義務は、契約が終了した後も継続します。

### (2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、ご 利用者並びにご家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、ご利用者並びにご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

### 7 居宅介護支援業務に関する苦情受付窓口

#### (1) 当事業所の苦情受付窓口

苦	情 受	付 担	当	居宅介護支援事業所おり一ぶ 管理者 松瀬 登代子
電	<b>一</b> 工 巫		号	電話番号 080-1900-4488
电	百白	話 番	万	F A X 082-545-8830
巫	<i>(</i> -}	時	間	月曜日~金曜日
文	受 付 日		刖	午前8時30分~午後5時30分

### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

	<b>〒</b> 730−8565
広島市中区厚生部	広島市中区大手町四丁目1番1号(大手町平和ビル内)
福祉課高齢介護係	電話番号 082-504-2478
	F A X 082-504-2175
広 島 県	₹ 7 3 0 <b>-</b> 8 5 0 3
	広島市中区東白島町19番49号 国保会館
国民健康保険団体連合会	電話番号 082-554-0783
介護保険課	F A X 082-511-9126
	₹ 7 3 2 <b>-</b> 0 8 1 6
古自旧福村北 165	広島市南区比治山本町12-2県社会福祉会館
広島県福祉サービス	広島県社会福祉協議会内
運営適正化委員会	電話番号 082-254-3419
	F A X 082-569-6161

### (3) 第三者評価の実施状況

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

## 8 その他

事業者が交付するサービス利用票、サービス提供証明書等は、ご利用者の介護に関する重要な書類ですので、契約書・重要事項説明書と一緒に大切に保管してください。

居宅介護支援サービスの提供開始に際し、契約書並びに重要事項説明書に沿って重要事項の説明を行い、同意を得たうえで居宅介護支援契約を締結します。

			名	称	居宅介護支援事業所 おりーぶ
事	<del>+</del> * *.	者	구	،17	(広島県3470205752号)
事業	1	記っ	生 地	₹ 7 3 0 <b>-</b> 0 8 2 2	
			カー 1	土地	広島市中区吉島東二丁目17番5号

所 長	古 井 寿 子	
管理者	松瀬登代子	
説明者	介護支援専門員	(FI)

私は、契約書並びに重要事項説明書により、事業者から居宅介護支援サービスの利用について説明を受け、その内容に同意しましたので、居宅介護支援契約を締結します。

ご利用者	住	所		
	氏	名		
<ul><li>(代理人</li><li>又は</li></ul>	住	所		
立会人)	氏	名	(続柄	) 🗊

※代理人又は立会人欄は、ご利用者が契約時に心神喪失その他の事由により判断力を失っている場合に、署名押印をお願いします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約締結の証として、本契約書2通を作成し、ご利用者、事業者が記名押印のうえ、 それぞれ1通を保有するものとします。